

講演会に支出は違法

桑名市
政調費訴訟

返還請求は退ける

名高裁判決

三重県桑名市議会の

会派「緑風無所属クラブ」が開いた講演会費を政務調査費から支出したのは違法として、小川満美・同市議が水谷元市長を相手取り、当時の同クラブ所属議員九人に約百七十四万円を返還させるように求めた訴訟の控訴審判決が二十六日、名古屋高裁であった。岡光民雄裁判長は、「支出は合法」とした一審の津地裁判決を変更、「政務調査費としての使途に該当しない違法支出だ」とする判断を示した。返還請求の訴えは退けた。

2009.2.27 中日

判決によると、同クラブは二〇〇六年、タレントの永六輔さんを講師に招き、講演会を開催。経費の約百七十四万円を政務調査費から支出した。

水谷市長の話 判決文を見ていないのでコメントできない。判決文の到着後、詳細に検討して対処したい。

政調費で永六輔さん講演会

桑名市会派の支出違法

裁高判
古屋 名
逆転

三重県桑名市議会の会派が、永六輔さんを招いた講演会開催費約一七四万円を政務調査費から支出したのは違法として、桑名市の小川満美市議(49)が、水谷元市長を相手取り、会派側に開催費を返還させるよう求めた訴訟の控訴審判決が26

2009.2.27 読売

日、名古屋高裁であった。岡光民雄裁判長は、市議の請求を棄却した一審・津地裁判決を変更し、「講演会は調査研究活動ではない。支出は違法」と述べ、同市長が返還請求を怠っていることも違法だと判断した。

判決によると、当時最大会派だった「緑風無所属クラブ」は2006年2月1日、永六輔さんを講師として同市民会館で講演会を行い、約1000人の市民が

聴講した。

判決は講演会について、「著名タレントが講師で、調査研究に具体的な成果があったという証拠はない」と指摘、「議員自身の研究を目的としたというより、市民向けの講演会だった」と判断した。その上で、講師の講演料、会場使用料など約一七四万円の支出すべてについて、「使途基準に反し、違法」と結論づけた。

一審・津地裁は「開催目的と市政との関連を否定できず、政務調査費の使途基準を逸脱しているとは言えない」と判断していた。

2009. 2. 27 中日新聞

講演会に支出は違法 桑名市政調費訴訟

返還請求は退ける 名古屋高裁判決

三重県桑名市議会の会派「緑風無所属クラブ」が開いた講演会費を政務調査費から支出したのは違法として、小川満美・同市議が水谷元(げん)市長を相手取り、当時の同クラブ所属議員九人に約百七十四万円を返還させるように求めた訴訟の控訴審判決が二十六日、名古屋高裁であった。

岡光民雄裁判長は、「支出は合法」とした一審の津地裁判決を変更、「政務調査費としての用途に該当しない違法支出だ」とする判断を示した。返還請求の訴えは退けた。

岡光裁判長は判決理由で、「講演会はおもっぱら市民を聴衆としており、市政の調査研究が目的ではなかった」と認定。支出の全額を同会派の不当利得と判断した。その上で、議員個人の利得ではないとして、各議員の返還義務は認めなかった。

判決によると、同クラブは二〇〇六年、タレントの、永六輔さんを講師に招き、講演会を開催。経費の約百七十四万円を政務調査費から支出した。

水谷市長の話 判決文を見ていないのでコメントできない。判決文の到着後、詳細に検討して対処したい。

2009 年 2 月 27 日 読売新聞

政調費で永六輔さん講演会 桑名市会派の支出違法

名古屋高裁 逆転判決

三重県桑名市議会の会派が、永六輔さんを招いた講演会開催費約174万円を政務調査費から支出したのは違法として、桑名市の小川満美市議(49)が、水谷元市長を相手取り、会派側に開催費を返還させるよう求めた訴訟の控訴審判決が26日、名古屋高裁であった。

岡光民雄裁判長は、市議の請求を棄却した1審・津地裁判決を変更し、「講演会は調査研究活動ではない。支出は違法」と述べ、同市長が返還請求を怠っていることも違法だと判断した。

判決によると、当時最大会派だった「緑風無所属クラブ」は2006年2月1日、永六輔さんを講師として同市民会館で講演会を行い、約1000人の市民が聴講した。

判決は講演会について、「著名タレントが講師で、調査研究に具体的な成果があったという証拠はない」と指摘、「議員自身の研究を目的としたというより、市民向けの講演会だった」と判断した。その上で、講師の講演料、会場使用料など約174万円の支出すべてについて、「用途基準に反し、違法」と結論づけた。

1審・津地裁は「開催目的と市政との関連を否定できず、政務調査費の用途基準を逸脱しているとは言えない」と判断していた。